

議案第69号

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

固定資産税の特例措置の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日の期限を延長するため、本案を提出する。